

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会	
開 催 日 時	令和5年10月18日(水) 午前10時から午前11時まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 502会議室	
出 席 者	委員 5名（神田直人 朝霞市副市長[会長]、原口憲充 朝霞市小・中学校長会代表[副会長]、藤村勇輝 朝霞警察署生活安全課生活安全・サイバー捜査係長、相澤昌彦 朝霞市小・中学校教頭会代表、久瀬逸子 人権擁護委員代表） 事務局 4名（高橋賢一郎 こども未来課長、松本欣巳 教育指導課長、遊馬嘉和 教育指導課指導主事、藤田佐知子 教育指導課指導主事）	
欠 席 者	委員2名（岡野清史 所沢児童相談所虐待・相談指導担当部長、太田 剛 朝霞市PTA 連合会代表）	
会 議 内 容	1 開会 2 議題 （1）朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について （2）朝霞市いじめ防止基本方針について （3）朝霞市のいじめの現状について （4）朝霞市いじめ防止月間の取組について 3 閉会	
会 議 資 料	<p>次第 令和5年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>資料1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について</p> <p>資料2 朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針</p> <p>資料3 朝霞市のいじめの現状について</p> <p>資料4 朝霞市いじめ防止月間の取組について</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長による確認		
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人：なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

（事務局・遊馬）

会議入ります前に本会の公開につきまして確認をお願いいたします。
朝霞市の会議公開指針に基づき、原則会議は公開となりますが、個人情報に関わるような案件を取り扱う場合等、会議の内容により一部または全部を非公開とすることがございます。その場合には、委員の皆様にお諮りして、非公開にするという手続きをとりたいのですが、よろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（事務局・遊馬）

では、傍聴者の確認をお願いいたします。

（事務局・藤田）

傍聴者の確認をいたします。傍聴者はおりません進行をお願いいたします。

（事務局・遊馬）

それではただいまより、令和5年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の任期でございますが、本年度は委員の改選の年でございます。今年、令和5年10月1日より令和7年9月30日までの2年間、皆様に委員を委嘱させていただきます。皆様の机の上に委任状・委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。なお、所沢児童相談所 岡野様におかれましては、他の公務のため欠席でございます。また、朝霞市PTA連合会、太田様におかれましては他の仕事がございます。遅刻もしくは欠席ということで連絡を受けております。

では第1回目の会でございますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。座席の順で、副市長よりお願いいたします。

（自己紹介）

（事務局・遊馬）

それでは神田会長よりご挨拶をいただきます。神田会長、お願いいたします。

（神田会長）

本日は、ご多用の中、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本協議会は、いじめ防止対策推進法に基づき設置されております。朝霞の子供たちが、毎日笑顔で過ごすことができるよう、いじめの撲滅を目指し、関係機関や団体が連携して、いつでもすぐに協力し合える体制を築くことが目的であり、本協議会の果たす役割は、非常に大きいものであると考えております。

特に現在、学校現場では、仲間外しや悪口などのいじめ、暴力を伴ういじめ、スマートフォンなどの普及に伴う SNS での誹謗中傷等のいじめはもとより、感染症に係るいじめなど、かつては考えられなかった新たないじめへの対応も求められております。

いじめ防止対策推進法の第6条には、地方公共団体の責務として「基本理念にのっとり、いじめ防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、いじめは、市だけで、学校だけで防止できる問題ではないことは明らかです。いじめ撲滅のため、皆様と連携を図りながら、朝霞市として全力で取り組んでまいりたいと存じますので、ぜひともご協力をお願いいたします。結びに、本日ご参会の皆様のご健勝とご活躍、そして、この会議が子供たちの明るい未来につながる有意義なものとなるよう祈念申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

(事務局・遊馬)

ありがとうございました。それでは、これより議題に入ります。条例第7条にしたがいまして、議事の進行を(神田会長)をお願いいたします。

2 議題

(神田会長)

議事を進めてまいりますので、ご協力をいただければと思います。本日予定されております議題を順次進めてまいります。議事の1としまして、いじめ問題対策連絡協議会の趣旨ということで説明をいただき皆さんと共有したいと思います。お願いします。

(事務局・遊馬)

はい。それでは資料1をご覧ください。

朝霞市いじめ問題対策連絡協議会は、平成25年に公布されました国のいじめ防止対策推進法第14条の規定により、平成27年度に設置されたものでございます。朝霞市いじめ問題対策連絡協議会は、第3条にございます通り、いじめの防止等のために必要な事項について協議を行っていただきます。

この後の議題、(2)から(4)について、本市で行っておりますいじめ防止への取り組みへの皆様のご意見を頂戴できればと考えております。よろしくをお願いいたします。

(神田会長)

ただいまの説明について、この協議会のありようについてご意見があれば伺います。

こういった形で、複数の分野にあつてご協力を賜る形で協議会があります。それぞれが目的をもっているわけですが、ひとたび事が起きれば、関係者の協力を期待しているところです。したがって条例上も、いじめ問題に関することを広範に扱うようになっておりますので、その都度皆様にご意見いただきながら対策を進めていきたいと考えております。

それでは引き続き、議題の2、朝霞市いじめ防止基本方針について説明をお願いします。

(事務局・遊馬)

はい。資料2をご覧ください。国のいじめ防止対策推進法、県の埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針を受けまして、朝霞市では朝霞市いじめ防止基本方針を制定しております。この基本方針をもとに、各学校では、学校いじめ防止基本方針を策定しております。国、県の方針に変更がございませんので、朝霞市いじめ防止基本方針は平成29年に制定し、令和2年度に改定し運用してまいりましたが、記載されている資料が変更されたこと、現状行っている取り組みが変更になったことを受け、この度変更したいと考えております。この朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の皆様にご意見をいただき、朝霞市教育委員会にお諮りをし、市のホームページ等で公開する予定となっております。よろしくをお願いいたします。続きまして、変更点の案を申し上げます。

4ページをご覧ください。(3)、保護者、家庭としてのウの箇所を解決解消に向けて協力するという文言に修正いたしました。

続けて、5ページ。(5)地域としてのイを新たに追記いたしました。内容といたしましては、「学校運営協議会等がいじめ問題について取り扱われた際には、地域で可能な限り協力連携して未然防止に努める」という文言を追記いたしました。

続きまして6ページです。4、朝霞市の取り組みの(2)に、生徒指導提要(令和4年12月改定)を追記いたしました。

最後に、7ページ。(11)に「ネット利用ルール作り活動」という具体例を追記しました。また、(12)にいじめ撲滅サミット「等」を追記いたしました。

以上です。

(神田会長)

この基本方針のありようと今回の改訂に向けての説明がありました。皆さんからご意見いただければと思います。

(原口委員)

はい。ではすいません、失礼いたします。4ページにあります(3)保護者・家庭として、関係機関等に連絡し、解決・解消に向けて協力するとありますが、これは保護者にも当事

者意識を持って対応してもらおうということで、この記載は必要かなと私も感じております。もう1つ、5ページです。「地域として」のイの部分ですが、学校運営協議会等でいじめ問題について取扱われた際には、地域で可能な限り、協力・連携して未然防止等に努めるといふものでございますが、昨年度中学校の校長をしておりましたが、そこでは、学校運営協議会では守秘義務のもとで情報提供する場面がありました。こういうことをやるということですよ、というご意見も当時いただきましたので、この部分が記載されると、一緒になって進めていくことになると思います。簡単ではありますが以上です。

(神田会長)

ありがとうございます。コメントありますか。

(松本課長)

5ページの学校運営協議会のところですが、これまで朝霞市では順次学校運営協議会を設置してまいりました。令和6年度当初からは市内全校で設置されますので、一つの区切りとしてこの文言を載せさせていただきました。

(神田会長)

今の環境も最大限活用していくということですね。

(久瀬委員)

地域との連携のところですが、なかなか難しい。個人情報と連携、どこまで頼まれたことに対応できるのか。この前市長の、市政のところ、子供専門の地域包括センターを作るという話がありました。そういうところが包括してやってくださると一般住民としても参加しやすいかなと思うのですが、まだ具体的ではないということですね。

また、守秘義務と連携の兼ね合いをどう解決していくかがとても難しい。地域としてはいじめ側のこどもの排除にならないようにもしないといけない。見守りたい子がいるんですけど顔を知らない。写真を見せてとも言えない。でも見守ってくださいという学校から依頼される。そこが難しいです。

(神田会長)

大事な視点ですね。思うところがあればどうぞ。

(松本課長)

貴重なご意見ありがとうございます。学校でも「地域の方で見守っていただいて」ということはお願いする部分があると思います。実際に地域からご意見いただいて、いじめの発見解決解消に至ったケースもありますので、引き続き連携したいところです。一面、久瀬委員がおっしゃるように個人情報の所は、市役所のいろんな担当課がありますので、学校だけではなく関係機関と情報を共有してやっていきたいと思っております。地域の民生委員さん児童委員さんが学校にとって強力なサポートとなっているので、迷う場合があったらご相談いただければと思います。難しい立場で活動いただいていることに感謝いたします。

(神田会長)

今のお話、ためらわずにこれはどうなっているのという問いと投げただけだとありがたいと。昨今の世の中を反映して、個人情報のセキュリティを先に意識してしまうがために、行動がためられるといふことも十分想定されますので、そういった意味では初動としてお声掛けをいただくと。そういうことが大事かと思っております。

途中の話にありました、溝沼浄水場跡地の関係の話がありましたが、こちらは複合施設を、福祉を中心とした施設で構成しようと。その中に、子育て包括支援センター、これは現在保健センターに設置されておまして、この機能は妊娠から出産に至る過程の相談支援を行っております。これが北朝霞地区にも必要であろうということで考えております。お話にありましたように、いじめであったり障害であったりということが重層的に発生しております。それはもう子供の年代、妊娠期もそう、高齢者にも至る話です。福祉の見方からすると重層化した相談体制や受け入れ窓口を作りなさいというのが国の考えです。まだまだそこまで整備できない過程ではありますので、市のセクションにお話をお届けいただいて、庁内・教育委員会も含めて連携をしていくことが、我々に課せられた使命と考えております。

(高橋課長)

久瀬委員からも北朝霞の話がありましたが、複合施設の中に予定として児童館も設置する流れになっております。特に本町児童館では、中高生の利用できるスペースがありまして、この年代ですと、親に話せないことも関係性のできた職員に話をしてくれることがあると聞いております。これは大切なことだと思っていますので、北朝霞の方にも中高生が使えるようなスペースを作っていきたいということで要望しております。そういった形で子どもたちの悩みを受け入れる受け皿として児童館はあるのかなとも思いますので、お声掛けいただければつないでいきますので、連絡いただきたいと思います。

(藤村委員)

私からは、ネット利用ルール作りというところで、警察の方で扱う中で、安易にSNSに写真などをあげるということがありますので、学校の方で「一生消えない」ということを指導していただければと思います。私たちも非行防止教室等で指導しておりますが、先生方でも指導いただければと思います。場合によっては裸の画像をSNSにあげたり他人に提供したりすると犯罪に抵触することもあるということを指導していただければと思います。

(松本課長)

ありがとうございます。朝霞市では一人一台タブレット端末を持っていて、学校における活用は県の教育委員会からもよくやっていると言われるくらい進んでおります。その反面、活用が進むということは、負の側面もあるとは思っております。それに対し、学校でも年度当初等でネット利用のマナーやモラル、デジタルタトゥーなどについて折に触れて指導しております。また、保護者の方から、ふさわしくないサイトが見られないようにフィルタリングをかけられないかという相談をいただくのですが、最低限のフィルタリングはかかっていますが、イタチごっこになってしまう側面があるので、教育委員会として何が大切か考えると、子供たち自身でサイトが適切か不適切か、これはいいか悪いか自分で判断する力がつくように、というところで各学校で指導いただいています。社会に子どもたちが出ていくことを考えますと、ICT機器は今以上に切っても切れない関係になりますので、より良い使い方、ICT機器に使われるのではなくICT機器を使いこなせる子どもたちにしたいと考えて学校では指導しておりますので、またご意見ありましたらお知らせください。

(神田会長)

どんどん広がっていく世界ですね。さらに、いじめという言葉で扱ってますが、すぐその先には犯罪ですものね。そういう意味ではご指導に苦勞を掛けているわけですが、引き続きお願いします。学校の先生方の苦勞は想像を超えるものがあると思いますが、現場としてどうですか。

(相澤委員)

今お話あったネット利用ルール作りですが、いじめ問題というところに関して、本当にいじめの形が変わっていると感じています。我々の子供時代は目に見えるいじめがあったのですが、今現場では、目に見えないネット上のいじめというのが大変問題になっていると思います。現場としては、やはり把握できたものに対しては対応できるのですが、ネットを利用したいじめというのは学校だけでは把握できません。学校のタブレットであれば把握ができますが、生徒はほとんどの子がスマホを持っていますから、そこでいじめがあった場合にそれを把握して解決していくのは非常に難しいです。今回、ネット利用ルール作り活動を入れていただいたというのは有意義だと思いますし、また(12)の方でいじめ撲滅サミット「等」がついたというところで、もし何か考えている取組があるなら教えていただければ現場に生かしていけるかなと思っています。

(松本課長)

ご意見ありがとうございます。「等」のところですが、昨年度の子ども議会の中で中学生の議員からタブレットがあるので5校の生徒で交流したいという意見がありまして、それを受けまして、昨年度各中学校の生徒会の生徒が、オンラインでつながって、いじめを議題に話し合ったりして情報交換をしております。そのようなことが今後広がっていくことを

踏まえ、いじめ撲滅サミットだけではないということで「等」を入れさせていただきました。

(神田会長)

他にいかがですか。方針ということで改訂の皆さんの意見を伺いました。これをもとに改正の手続きを進めてもらうということで。国や県の方針もちろんですが、市として必要な情報を含んだ見直しが絶えず行われる必要があると思います。時代とともに変わるものもあります。それを反映しながら、方針を整理していただければと思います。続いて3番をお願いします。

(事務局・藤田)

資料3をご覧ください。令和4年度のいじめの認知件数は、小学校82件、中学校28件の合計110件でございました。令和3年度と比較して、23件の増加でしたが、これは各学校において、小さなトラブルについても積極的にいじめとして認知し、早期対応、丁寧な見届けを行っている結果と捉えております。

全体的な傾向といたしましては、どの月も発生しうるものではありませんが2学期に認知が増加する傾向にあります。これは各種行事や、中学校の部活などで、人間関係が複雑化することが考えられます。また、学年別に見ますと、小学校2年生から中学校2年生まで二桁の発生件数となっております。学年、男女問わず、いつ・どの学年でもいじめが起りうる状況でございます。

なお、解消件数が少ないのは、いじめを認知し、問題が解決してから3か月間の見届けを行った後、問題がないと判断された場合に解消といたしますので、解決から解消までに時間差があるためでございます。対応がされていないということではございません。

次のページをご覧ください。令和5年度、4月から7月までのいじめの認知件数でございます。昨年度同時期に比べれば、小学校で大きく増加、中学校は減少しております。各学校においては、小さなトラブルについても積極的にいじめとして認知し、早期対応、丁寧な見届けを行っております。認知件数が増えることについては、積極的に認知をしている結果と捉えております。今後も、引き続き、早期発見、早期対応、丁寧な見届けを徹底してまいります。

なお、今年度の2月から年度をまたいで現在にかけて、いじめの重大事態として調査を行った件がございます。これにつきましては、いじめ問題専門委員会による聞き取り調査及び協議を行い、報告書を作成するなど対応しているところでございます。

(神田会長)

ご意見在りますか。私から質問があります。ここでいう「認知」「解決」「解消」というレベルがどういうものなのかという質問と、この分類は国や県も同じ区分かということと、いじめとひとくくりになされていますが、それぞれの性質別のもは把握しているのかお伺いします。

(事務局・遊馬)

お答えいたします。まず、認知というレベルは学校が組織として、いじめを捉えたタイミングでございます。解決というのが、そのいじめの事象が、例えば「誰々に悪口を言われた」というようなことがなくなったというタイミングが解決。その後3ヶ月間見届けを行って、その3ヶ月後のタイミングで、実際にその後なくなってからずっと今までないねっということが確認できて、その子自身の被害を受けた子の被害感情がなくなったというタイミングが解消。その期間として、国が3ヶ月というものを示していますので、国と同じレベルで対応しております。

性質別ということですがこの表には載せていないんですけれども、年に一度、どういう態様だったかっていうことを取りまとめております。1番小中学校ともに多いのが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句嫌なことを言われる」です。2番目に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする」です。以上です。

(神田会長)

そういった形で分類されて、さらに傾向として読み取る必要があると思います。クロス集計なりして傾向として分析して、皆さんに伝えることで考えられる対策も出てくるのでは

ないでしょうか。他にありますか。

(原口委員)

小学校におけるいじめの傾向ですが、コミュニケーションをうまくとれないことによるいじめのようなことがあります。やはりコロナを経てからですけれども、子供同士でいろいろコミュニケーションを取るのも非常に苦しくなっています。

言ったつもり、やったつもり、会話しているつもりっていうことが多い。それがうまくかみ合っていない、そういうような差が出て、そこでっていうのがこの4, 5, 6年生あたりには強くなっているような気がします。

(久瀬委員)

近年、マスコミでもよくいわれますが、発達障害のお子さんの診断が増えています。1割もしくはもっといるかもしれない。こういうところからいじめがっていう、親の世代にももしかしたらあったのですが、見過ごされてきたってところから家庭の中でもコミュニケーションとれてないのかなとか、問題じゃないかなと思います。

(松本課長)

ありがとうございます。発達障害という視点で話をしますと、朝霞市では就学支援委員会というのがありまして、子供にとってどういう学びが適切か判断する委員会があるのですが、そこに相談が上がってくる件数について、ここ2, 3年高止まりの状況です。令和2年度から3年度にかけ、1.6倍くらいになってそれ以後高止まりです。これについては、そういうお子さんが増えたというより、発達障害というものが世の中に広まっていったのかなと捉えております。昔の話ですが、昔はちょっと変わった子だなというのが、医療機関にかかると発達障害という形で何かしら出てくる。ある調査で1割前後いるとなっていますので、そういったお子さんはコミュニケーションが十分にとれない現状はあるのかなと考えております。

(神田会長)

一定数全国にいると思うのですが、先生方がその子たちに目配りをするためには、認知していた方がいいということですね。わからないで過ごすより、そのお子さんがそういう状況であるという認知がされていた方が指導としてはいいということですね。他に何かありますか。

(藤村委員)

重大事態についてありましたが、どのようなものでしたか。

(松本課長)

昨年度のこの会議で、市として初めての重大事態が発生しましたと報告しました。今回は市として2件目の重大事態ということで対応しております。詳細は申し上げられませんが、こちらは現在第三者委員会で調査をして報告書をまとめているところです。

(神田会長)

共有できるものは共有していくということで進めていきたいです。他にありますか。

続けて4番の議題に移ります。説明をお願いします。

(事務局・藤田)

埼玉県では、11月をいじめ撲滅強調月間と設定しております。これを受けまして朝霞市では、1ヶ月前倒しし、10・11月の2ヶ月をいじめ防止月間と設定し、各学校において、いじめ防止のための取組を計画し、実行しております。今年度の各学校におけるいじめ防止月間の計画を、資料4に掲載しております。これは、各学校の取組のうち、一部を抜粋したものでございます。計画について、ご助言がありましたらお願いいたします。以上です。

(神田会長)

今説明があったように、学校の対応を含めて皆さんからご助言在りましたら反映していきたいと思っておりますので、ご発言をいただければと思います。

なかなか継続して意識づけは難しいとは思いますが、いろいろ工夫されているように伺いましたが、子供に直接いじめはどうだと投げかけてもなかなか返ってこないでしょうから。

(原口委員)

そうですね。昨年度までいた中学校での取り組みとしてオレンジリボンキャンペーンをやっていました。県の事例にもありまして、かなりの期間継続しています。形骸化することなく、子供の意識の中に根付いていて、いじめはダメだという感覚につながっていると思います。

(相澤委員)

中学校は生徒会の主体の取組が非常に活発で、とてもいいと思っています。やはりいじめはいけないんだということを腹落ちして、それを実行できる。自分の成長に繋げていくことが大事かと思いますので、中学校の生徒会の取組というのは各校よくやっているとと思います。小学校は、ここの取組にもありますが、各校で特色があります。

心と生活のアンケートも、正直自分が大変なときは負担ではあったんです。「生きていても仕方がない」というところに自分の担任している生徒がつけていると本当に悩んでしまうということはあるのですが、その取り組みを続けることで、やはり未然に防いでいくということにつながりましたので、ぜひこれも市の取組として続けていけるといいのではないかと思います。以上です。

(神田会長)

大変でしょうけども続けていくことが一つの道なのかと思います。中学生ぐらいになれば自身で考えてそれを自分で飲み込む力ができているという意味では、自主的な活動を支援しないといけない。一方小学生くらいだとやはり成長の差も多いという中で、教員が指導という立場でどう入っていくかという課題があると受け止めました。難しいとは思いますが指導をお願いしたいと思います。他に発言ありますか。

(高橋課長)

こども未来課からです。11月はいじめ撲滅協調月間ですが、同じく11月は児童虐待防止月間ということで、昨年から続けていますが、全小・中学生に名刺サイズのカードを配っております。近々学校に配付しますが、そこには子供に寄り添った形で、主には虐待の部分になるのですが、何か悩んでいるものがあるなら、あなたに寄り添っていくよというメッセージを付けたものを配付する予定です。

こども未来課では、虐待にいたらずとも、家庭で問題を抱えている場合に、相談いただけるような家庭児童相談室というものを設けておりますので、そこで児童生徒が悩みをもっているなら相談いただけるとういかなと思います。

もう1点ですが、青少年健全育成の取組を市として続けているところです。7月に青少年健全育成の集いという児童生徒の作文発表の場がございます。今年度の発表の場におきまして、中学生の女子生徒が、勇気を出して、いじめを受けていましたと話してくれました。それを自分の力だけでなく、皆さんの支えがあって少しずつ乗り越えましたということがありました。これは非常に大事な取組です。ややもすると、子ども家庭庁ができて、「青少年健全育成」という言葉を使うと、「古い考えですね」と言われることもありますが、これは大事な考えですので、市としても引き続き着実に続けていかないとはいけません。今の保護者世帯の方で、その会に加入する、引き受ける人が少なくなっている現状はありますが、そうした活動を通して、家庭での子供の育成は大切なんだということも市としても訴え続けていければなと思っています。

(神田会長)

それでは議題の4としての話を閉じたいと思います。最後に全体を通した質疑はありますか。よろしいですか。それでは予定された議事が終わりましたので進行を事務局に戻したいと思います。

3 閉会

(事務局・遊馬)

円滑な進行、また協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。